

第一片

領 収 済 通 知 書										国 庫 金		厚生 保 険							
年度		年金特別会計		厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名											
元本年月		年 月 分		制度 届 書 コード		事務所 コード		①		②		③		④		⑤		⑥	
納入告知書（納付書）発行年月日		令和 年 月 日		業 務 勘 定 健康保険料に係る延滞金		業 務 勘 定 厚生年金保険料に係る延滞金		業 務 勘 定 子ども・子育て支出金に係る延滞金		収納 区分		収 納 月 日		出力 指示		納付目的 健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て支出金 に係る延滞金			
年 月 日から		年 月 日までの延滞金		うち証券受領		証券受領		延 滞 金 合 計 額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計					
事業所整理記号		事業 所 番 号		円		全部 一部		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計					
納付場所		日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所																	
あて先		歳入徴収官																	
(所在地)		(住所) (氏名) 殿																	
担当課		翌年度5月1日以降現年度歳入組入																	

第二片

告 領 収 控										国 庫 金		厚生 保 険							
年度		年金特別会計		厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名											
元本年月		年 月 分		業 務 勘 定 健康保険料に係る延滞金		業 務 勘 定 厚生年金保険料に係る延滞金		業 務 勘 定 子ども・子育て支出金に係る延滞金		延 滞 金 合 計 額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計			
納入告知書（納付書）発行年月日		令和 年 月 日		円		円		円		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計			
年 月 日から		年 月 日までの延滞金		うち証券受領		証券受領		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計					
事業所整理記号		事業 所 番 号		円		全部 一部		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計					
納付場所		日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所																	
延滞金の 計算方法		健康保険法第181条、同法附則第9条、 厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、 子ども・子育て支援法第71条																	
歳入徴収官		殿																	
担当課		翌年度5月1日以降現年度歳入組入																	

第三片

納入告知書 納付書・領 収 証 書										国 庫 金		厚生 保 険							
年度		年金特別会計		厚生労働省所管		取扱庁番号		取扱庁名											
元本年月		年 月 分		業 務 勘 定 健康保険料に係る延滞金		業 務 勘 定 厚生年金保険料に係る延滞金		業 務 勘 定 子ども・子育て支出金に係る延滞金		合 計 額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計			
右記の金額をただちに 納付してください。		令和 年 月 日		円		円		円		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計			
年 月 日から		年 月 日までの延滞金		うち証券受領		証券受領		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計					
事業所整理記号		事業 所 番 号		円		全部 一部		延滞金合計額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円		年度		厚生労働省所管 年金 特別 会計					
納付場所		日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所																	
延滞金の 計算方法		健康保険法第181条、同法附則第9条、 厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、 子ども・子育て支援法第71条																	
歳入徴収官		殿																	
担当課		翌年度5月1日以降現年度歳入組入																	

備考

別紙第4号の4書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号の4書式の備考3中「勘定別保険料額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。